

第十六回 参議院電気通信委員会會議録第十八号

昭和二十八年七月二十五日(土曜日)午前十時二十五分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 左藤 義詮君
理事 島津 忠彦君
久保 等君
津島 壽一君
寺尾 豊君
新谷寅三郎君
小林 武治君
小林 孝平君
山田 節男君
三浦 義男君

國務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

政府委員

- 大藏政務次官 愛知 揆一君
郵政政務次官 飯塚 定輔君
郵政省電気通信監理官 金光 昭君
郵政省電気通信監理官 庄司 新治君
事務局側 常任委員 後藤 隆吉君
會専門員 會専門員 柏原 栄一君

本日の會議に付した事件

- 公衆電気通信法案(内閣提出、衆議院送付)
○有線電気通信法案(内閣提出、衆議院送付)
○有線電気通信法及び公衆電気通信法

施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(左藤義詮君) 只今より委員會を開会いたします。

公衆電気通信法案、有線電気通信法案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を議題といたします。

○久保等君 公社の總裁もお見えになつておられますので、或いは監理官のほうからお答え願つても結構ですけれども、公衆電気通信法案の第八条、これはいろいろ委託する場合の一応規定でございますが、この中にはいろいろ電信電話の料金の収納事務だとか或いは電報の受付、配達或いは電送といつたようなことについても規定されておられるわけですが、この中で特に電報の配達について委託をやる場合も当然含まれるわけですが、普通通電報の配達を委託するというような場合は、非常に山間僻地等で公社の従業員で配達するというようなことが却つて経済的に不経済だと思われような場合について委託をする場合が考えられるのですが、特別に考えられる場合として、私の普通常識的に素人の考へ方から行けば、そういう程度が一

としようということについて何かほかかに計画なり或いは具体的に考へておられる点があれば、一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(金光昭君) 公社の担当の局長が見えておらないようでございますから、私が知つております点で概要だけをお答え申上げたいと思ひます。只今久保委員のお尋ねの電報の配達の請負でございますが、これは根拠をいたしましては、只今お話になりましたように公衆電気通信法案の第八条の三号に書いてあるわけでございますが、主として山間僻地といひますか、田舎の委託局等におきまして定員も十分、一人なり数人の定員を配置するだけの電報通数がないというような所において請負を只今実施しております。又それ以外に夜間等になりますと、非常に電報通数が少くなるわけでございますので、夜間におきます電報通数が著しく少いといった面におきましては、夜間のみについての配達の請負を実施している、かように了解しております。

○久保等君 特にその夜間の電報配達を委託するという問題ですが、それについて何か具体的に最近計画を進めておられるというような計画があれば、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(金光昭君) 最近におきましては、具体的計画につきましては私も承知しておりませんので、公社の担当の局長が見えましてから、そちらのほうから御返事願ひたいと思ひます。

○久保等君 それではその点は關係のしかたが見えられてから御説明を願つて結構だと思ひます。それでその問題については、一応打切つておきます。

必ずしも今日の段階で御答弁を願わなければならぬ問題には考へておりませんので、若し今日間に合わなければ後日でも結構でございますから、まあその問題につきましては、従つて更に質問を続けることについては保留をいたしまして、ほかの問題について御質問をいたしたいのですが、ほかの委員のからの御質問もないようでございますが、私十分にここで御質問をいたして、今日なお非常に理解できない不安を持つておりますのは、実はPBXに対する問題について、どうも明確な御答弁を得ておらないので、この点について非常に原案によりまして実施をするという場合において、いろいろまあ事務的な面からだけ考へても、非常に準備不足といひますか、非常に具体的な対策といひますものが説明がないので、まあそういうふうな問題については、八月一日からの実施というふうなことが言われておられるわけですが、現実にはまあ八月一日法律が実施された後に、逐次いろいろそういう方面に対する事務も整理し、或いは規定等も作つて参るんだというふうな考え方が実は率直な気持ちではないかというふうな考へるのです。従つて何もまあ八月一日の午前零時に直ちに試験を行わなければならぬのだというふうな、そういう意味ではなく

て、少くとも八月一日から実施することについての準備は非常にまだ整つておらないという状況にあると思ひます。先般御質問いたしましたことにつきまして、いや、とにかくまあそれで何とか間に合せるつもりだという御答弁ではあつたのですけれども、併しどう考へて見ましても、事実そうはできないのじやないかというふうな考へますので、それについての、少くとも一、二カ月程度は相当そういう方面に対する準備が必要なので、勿論八月一日から完全なそういう準備をした上でスタートを切るといふわけには参らないというふうなことが、恐らくまあ率直な御答弁だろつと思つたのですが、そのあたりの考へをもう少しつづきりしたことをお答えを願ひたいと思ひます。いろいろ試験規程の内容をいたしまして、それと種別をばつきり設けて行つたということについての結論も未だ出しておらない面もあるようでございますし、そういうふうな点をもう少しつづきりばらんに御答弁を突は願ひたいと思つておるのですが……

○政府委員(庄司新治君) 只今のお尋ねに対して率直なお答えを申上げたいと思ひます。技術基準を先ず作らなければならぬのでありますが、この技術基準は現在すでに成案が出ておりますが、こういうふうなできております。それでこれは八月一日にはつきりした形で固めて出すという予定でございます。

○政府委員(金光昭君) 最近におきましては、具体的計画につきましては私も承知しておりませんので、公社の担当の局長が見えましてから、そちらのほうから御返事願ひたいと思ひます。

それから工事担任者の資格の種類でございすが、これも私の手許に今やほり出ております。公社の案では四種類になつております。これも八月一日までにははつきりした形で決定したいと思ひます。

それからあと試験でございすが、試験は先ず試験をやるんだという通知を、通知をといひますが、周知をしなければならぬのであります。周知をいたしまして、そして応募者があつて試験をするということになりますから、これはやはりどうしても周知して試験をするというのには一月ぐらひはかかるだろう、こういうふうな考えでございすが、それでは試験するのに一月かかる。そうすると試験をしなければ工事担任者がきまらないわけではなす。且つ施設したいという人があつた場合には、結局工事の資格のない人が工事をするようなことが起るのじやないかという問題が具体的な問題としてあるでございすが、これに對しましては、一応郵政省令で定める基準というのが法律に書いてありますので、約一月以上、まあ二ヶ月、長くとも三ヶ月でとめたいと思ひますが、その間を限つて現在でも一応公社としてはPBXの自営を許しておりますが、この自営を担当してある人があつたわけなんです。こういう人たちが……三ヶ月の間に限つてこういう人たちが工事に従事するというのを省令できめたいと思つております。省令できめるか、省令に基く公社の認可できめるか、いずれにしてもその期間だけは、従来工事に従事してある程度の技

術を持つておる人を工事に従事させることを認めたい、こういうふうな考えでございすが、これも併し三ヶ月を過ぎれば、これは当然、三ヶ月といひますか、一ヶ月乃至長くとも三ヶ月と考へておりますが、その期間が過ぎればはつきりした試験を通つた人でなければ従事させない、認可しないという考えでございすが、

○久保等君 従来自営の仕事に従事しておる工事担任者については、それに工事従事者を含めた言葉で言われておる人ですが、そういうふうなものについては何かその省令か、そういうふうなものによつて、試験を再び受けなくても、まあ有資格者としての資格を附与するとういうな措置を行う予定でおるのかどうか。

それからもう一つ、試験は或る程度、まあ全国的に統一というか、例えば本社なら本社がやるというふうなことになるか、例えば東京なら東京でやるのか、又東京だけで勿論やらないにしても、何か或る時期をきめておいて、全国一年一回やるか、二回やるかというふうな方法でやるというふうな考へておるのか。それから更に、先ず第一回は一体いつ頃やる予定なのか、そういうふうなことについても、ちよつと腹案があるならばお聞きしたいと思つておる。

○政府委員(庄司新治君) これも極めて率直にお答え申し上げたいと思ひます。従来工事を担任しておる人を試験をしないでそのまま資格を認めるかというところでございすが、これは現在従事しておる人たちは、一応昔の電話規則に書いてあつた条項で試験したの

になる電話規則の中の条項は現在死んでおるのでございすが、従つて事実上そういう人たちは実力を持つておるというところは認められるのでございすが、その資格をそのまま使つて、今度は資格を試験しないで附与するといふことはちよつと困難があるのじやないか、こう思ひましてそういう人たちは一応試験を受けて頂くということにしてございすが、併しその人たちは曾つて試験をお受けになつて実力といひますから、力は持つておられるのでありますから、試験科目を或る程度免除するとういうふうな方法を考へたいと思つておられます。それでこれも具体的にいふ少し申し上げますと、この考へておるのがすべてじやございせん、その一部分を現わすと思つておるが、例えば有線電気通信法だとか或いは公衆電気通信法だとかいう法律は、現在従事しておられる人たちはそういう法律をまあ勉強をなさつておるかも知れませんが、一応は御存じないという形でありま

すから、少くとも今度PBXを民間でおやりになるのは、こういう法律の条項に基く技術基準をやつておるので、その技術基準を守らなければいけないのだというふうなことが今度の法律ではつきりされますから、少くとも試験科目の中には、三法といひますが、電気通信関係の法規の概要といひますが、そういうふうなものは試験科目の中に入れておきたいというふうな考へておられます。それから試験の場所はどうだ、方法はどうかというところでございすが、試験の方法は全国統一してやる。ですから各通信局で問題を作らないで本社で問題を作つてこれを全国に送つて、試験地としては何も東京だけじやなく

で、最小限現在の通信局の所在地十カ所、もう少し増えるかも知れませんが、最小限十カ所試験したい、こういうふうな考へておられます。

それから試験の回数でございすが、或る程度、試験が数年行われた後には、まあ一年に一回ぐらひを考へておられますが、初めの二年ぐらひは試験の回数を殖やしたい。少くとも二回ぐらひにしたいというふうな考へておられます。そうして今度の第一回は、第一回目といひますが、第一年度は、特に只今も申上げましたように、従来工事をやつておられる人たちは一カ月乃至三カ月ぐらひは、資格がなくても事実上の実力があるとういふことも認めて従事してもらふことにしておりますが、

例えば三カ月にきめると、三カ月後にはそういう人たちが若し試験に落第すればこれは従事できないとういふことになるのでありまして、その試験を例へば三カ月と言ひましたが、その三カ月の間に少くとも二回やりたいと思ひます。というのには、一回だけになります。その一回のときに、丁度獨感に不幸があつて試験を受けられなかつたとか、本人が病氣だとかとういふことで受けられないとういふことになつては非常に氣の毒だといひますが、まあ余り同情的な考へ方かも知れませんが、そういう場合も考へられますので、その間に二回やる。そうして二回とも都合の悪い人、或いは二回とも重ねて落第された人、或いは二回とも重ねて落第しようがないというふうな考へておられます。

○久保等君 まあそれでそういう試験の実施時期だとか、或いは又方法等について、まあ大体のアウト・ライン

をお話願つたのですが、一番やはり今度の工事担任者の問題で問題があるのは、やはり実際の工事に従事する人間が、こういう試験規定なり、或いは又公衆電気通信法案の百五条に基く有資格者でなければ、工事に従事してはならないと公衆電気法案に言つておられますが、この規定に事実相反して無資格者が工事に従事するとういふようなこと

で、電気通信事業とういふもののみならず、PBXの運用とういふものが、一般の公衆電気通信に重大な支障を及ぼすといふふうなことがあり得るのじやないかというのを一番恐れるわけでありまして、その点に對する対策としては、いわけ従事者の資格認定をできるだけ厳正にやるといふか、適切にやる

といひますか、とにかく非常に權威のある形でこれを行なつて行く。それから又一面実際の仕事にそういうふうな資格者が當つておるか、それとも無資格者が當つておるかとういふことについては、検査の面でも十分に遺憾のないようにこれを見て行くとういふ、まあ二つの方法があると思つておるが、少くとも両者十分に関連させて考へて行く必要があると思つておる。ところが、得てしてどうしてもやはり実際の工事担任者は、これは申請者と違つた、或いは又全然そういう資格を持つておらないとういふような者の従事する危険性が、危険性といひますが、非常に虞れが多分にあるわけでありまして、この方面については、格段の努力をして行く必要があるのじやないかとういふふうな考へるわけですが、私は少くとも申請があつて、その申請されたときに、そういうふうなものの実態とういふものについて何か具体的な基準、或いは方法等

によつて、そういう点について十分にこれを見て行くというふうな方法を考へておるかというまあ御質問をいたしたのですが、それについては、特に制限或いは基準というふうなものを考へておらないという答弁だつたのですが、その申請がされた際にも、何らかも少し突つ込んだ方法を考へておく必要があるのじやないかというように思つておるのです。で、これらの問題について、今直ちに具体的な考へ方がないとしても、今後そういう問題について、十分に一つ考慮して行くつもりでおられるのかどうか。一つ先般来の質問に対する締めくくり的な意味でお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(庄司新治君) 只今のお問にお答え申上げたいと思ひます。これは今まで公社と私たちの間で技術基準をどういうふうな形で定めるかということと討論いたしましたときの討論の一面をお話申上げれば、或る程度御納得を頂けるかと思ひますが、公社で最初きめました技術基準は、先日申上げましたように、どうしてもこの技術基準に適合しなければ繋げないというふうな絶対的な条件の項目と、それからこういふふうにあつて欲しい、あることが望ましいという意味の条項と二つ混在して、我々のところに話が上つて来たのであります。そうしてそのあつて欲しいという条件の中には、先日永保委員が私にいろいろ問ひ質されておりました或る程度の大きさの工事には従事者が何人であるというふうなことが書いてあつたのでございませう。従つて公社としては、こういう工事の大きさは何人ぐらいかかるのが一番標準だというふうなことをはつき

りつかんでおるわけなんです。併しそのときに私は、技術基準というものは、法律の面で言ひましてもこれに適合しなければ繋げないということ、或る一つの千回線のPBXは五人でなければならぬというのを書きますと、四人でやる場合にはこれはもう法律違反になつてしまふのだ、法律に基く政令違反になつてしまふということ、それは技術基準としてはとるべきではない。併し別途そういう基準を作られて、こういうことでおやりになるのが望ましいのだということ、PBXの工事をやる人に示されるのは、それは結構でしようということ、PBXの話については、そういう望ましいという条件については一切触れておらなかつたのであります。併し技術基準としてはどうしてもこうでなければならぬという条項をはつきりきめたい。それからこういふことであることが望ましいという条項については、公社が非常に大部なすで印刷まで作つておられまして、用意は十分しておられるわけでありませう。従つていよいよ工事をされるというときに、こういう条件であることが望ましいのだということ、公社では十分まあ徹底したいというふうな考へておられるようでありませう。この点は久保委員のお話もございまして、特に公社の關係者にも伝えておきたいと思つておられます。

○久保委員 今度第五五條のところPBXの自営と申しますか、大幅に民営にこれを移して行けるような形に法案がなつておるわけでありませうが、運用如何によつては非常に問題を将来に残

す。更に又将来問題が起きて来た場合には、これを收拾するといふか、うまうまは解決するのにもしにくいような、いいにしろ悪いにしろ既成事実というものができると、これはなかなか一朝にしてこれを取除く、或いは解決するといふわけには行かないものです。そういう点で今日一般の民間の業者の事情というふうなものについて、私は少くとも安定した形の、いわばこの工事能力を良心的に考へて十分やつてもらえる工事能力を持つた、安定したところのそういう民間に力があるとは、実は残念ながら受取れない節もあるわけだ。そこでいろいろ、今後いざばこれらの業者の中において、濫立といふか、好ましくないような競争状態もこれは十分に考へられると思つたのです。そういうふうな場合について、何ら別に工事担当者そのものに対する資格の制導といふか、そういう方面の取締規程といふことは、これは何もないわけだ。いわば野放し状態になつておるわけだ。工事そのものが特別に懸ければ、これに対する停止を或る程度命ずるとか何とかいうようなことは、仕事の面についてはできるにしても、その業者そのものに対する何らの規律すべき準備はないわけだ。から、そういう点からいつて、非常に将来運用を誤ると、電気通信事業そのものに対する影響が、或いは好ましくない結果になつて来たといふことで、気が付いて見たものの、なか／＼どうも一朝にこれを処理するといふことになると困難を感じるというふうな事態になつておるのですが、それだけに、従来においても少くとも最小限度にやつて、止むを得ない部門については、

私設といふものを許して見たわけだ。最小限度はそういう安全弁も従来もなかつたわけではないわけだ。従来から、少くとも今度のこの法案によつて相当大幅にその点が、まあ民営でやり得るといふ形になるわけだ。それから、そういう点から申しますと、少くともこれが仮に実施せられるということになりまして、先ず最初のうちは非常に運用の面においても私は慎重を期する必要があるのじやないかというように考へておるのですが、そういうことについては、そう余り心配する必要はないのだといふふうにお考へな

○政府委員(金光昭君) 只今のお尋ねでございますが、PBXのほうの業者自体についてはこの法律で取締をするという事は、この法律の範囲を多少逸脱したとだといふふうな存じまして、業者自体のそういうふうな行為、不当な行為と申しますか、そういうものについては、直接この法律で取扱われていないわけでございます。で、この業者自体におきまして、そういうふうな不当行為等がございませう。ば、やはり業者自体は競争の立場にありますし、又今回は公社も、公社がやるようになつておる、会社とそれから業者との並存を認める形になつておるわけでございます。それらの面から見ましても、そういうふうな不当行為をなしたような業者といふものは、これは当然いゆる自然淘汰をされるという結果に相成ることと存じているわけでございます。又業者自体のほうにおきましても、漏れ承わるところによ

りますと、このような業者自体として或る種の措置と申しますか、そういうふうなものも考へておられるような向きもありまして、業者自体でも、健全なる工事をなすような業者を育成するといつたような方面についての配慮もあるようでありまして、これらの点を法律の方面から縛るといふようなことにつきましては、職業の自由といつたような面から申しまして、憲法の精神から如何かと存する次第でございます。で、直接そういうふうな法的な措置といふものは考へておりませぬ。いろいろな方面からそういうふうな不当業者といふものは整理されて行くといふふうな結果に相成ることと存じておる次第であります。

○久保委員 大体質問も最後のほうに近付いて来ているようですから、この際大臣がお見えになつていただきます。大臣の立場で、私少しお答えを願ひたいと思つておるのですが、それはPBXの問題については、勿論細かい二次的なものはさておきまして、少くとも最近の電気通信事業といふものの経営の大方針を見ておられますと、どうも筋の通らない法案が出て来る傾向が多分にあるわけだ。先般もちよつと御質問いたしましたように、最近の電気通信事業は、非常に熾烈なる国民からの需要があるのにもかかわらず、なかなか日本の国内における経済事情なり、或いは資金調達の面についても思うように行かない。むしろ計画を相当当初重大な決意で立案しても、とかく途中でいゝわば困難性をより加重して来るというふうなことが普通ありがちな状態なんです。そういう状態の中にあつて、どうも電気通信事業で、多少

三

でも採算がとれて、経費のよさそうな面は電気通信事業の一貫性或いは有機性、有機的な一体性といえますか、そういう電気通信事業でありながらも、相当無理をして切離して行くことが、今までというよりも、極く最近出て来ているわけです。国際電信電話株式会社は本年四月から発足したばかりですが、いずれにしても、これも少くとも電気通信事業にとつて負担になつておつた事業というよりは、相当、まあ国内、国際というふうに分けて見た場合には、国内の通信部門が国際の通信部門によつて相当危なくなつておつたわけですから、これが株式会社という形で切離されたのですが、この傾向についても、傾向というか動向ですが、今日の世界の情勢から考えても、電気通信事業といふものを、従来政府事業でやつておつたものを一挙に民間に移したという事例は聞いたことがないのです。むしろ従来株式会社でやつておつたものでも、逆に公共企業体程度にしようという方向に経営形態を切り替えて行くというような趨勢にあるくらいです。従来永い七十年、八十年の電気通信事業といふものが政府事業でやられて来たおつたということ、この際一挙に民間という極端な経営形態に切り替えられるということについては、私は何かそこに電気通信事業そのものに對する十分な検討と、電気通信事業の本質というものを十分に究めた上でとつておる政策というふうには残念ながら実は考えられないのです。而もそのことが電気通信事業に非常な国内の電気通信事業につきまして考へて見た場合には、非常な悪影響を

受けているわけですから。而も又運営の面からいつても少くとも円滑に運営されたいと思ふに思ふのですが、国際と切り離すことは、国内通信の面から見て結局円滑に行くとは考えられない。そういうようなことが今行われつつある実施されているのですが、更に今度です。まあその比重は勿論国際電信電話株式会社の比重と同じものではありませんが、併し性格的にやはり私そういった考え方が今度の問題にも出て来ているのじやないかというように考へるのですが、これも先般もちよつと指摘しましたように、やはり電気通信にとつて煩わしい部門であるわけではなからぬ。而もこれがどうしても加入者といふものから、私どもにやらせたいという抑えがたいところの加入者そのものから直接の要望なり、声があつてこういう形になつて来たと思ふことなら、これ又或る程度自然の趨勢だと思ふのです。まあ悪い例は別に問題として、自然の国民の強い要望だということにもなると思ふのですが、ところが直接そういう人たちがやなくて、むしろ仕事を請負つてやること、業者、そういう方面からの熾烈な動きのほうに、これが少くとも客観的に見ておりました場合には、非常に熾烈な動きがこれは前からあるんです。決して最近の話だけではありませんが、これは当然自分の仕事のできる範囲が小さくなり、狭められるということ、これは誰しも好まないところであり、是非自分の仕事のやれるようにして欲しいということ、当然あると思ふのです。その業者自体にとつては、私はこれは極めて当然のことだと思ふ

のです。併しそのことはそのこととして、少くとも電気通信事業の経営或いは運営という、大所高所から考へて、果してそういう人によられることが電気通信事業として一体好ましいことかどうかというところが中心になつて判断せられなければならないと思ふのです。が、今度の場合についても、私はそういうことで自然の経過を謙虚に眺めようとした場合に、残念ながらこれもまあ何か特別な言ひに言われぬ考へ方から、こういうものを民間に開放して行くかというふうな、先ほど申上げた国際電信電話株式会社と同じような、逆コース的な方向の一つとしてこの問題が又取上げられて来ておるのではないかと考へるのです。これは勿論邪推と言つて、私は御答弁をされる余地のないほど、私は少くとも最近電気通信事業に對する通信政策という問題として、非常に重大な問題だと思ふのです。ね、こういうことについて、まあ政府という立場よりも、電気通信そのものに對する円滑な、而も電気通信事業の正常な将来の発展というものを直接まあ責任を以て見て参らなければならぬ。郵政大臣の一体立場として、そういうことが本當に理解されるかどうか。或いは又指示できるかどうかという問題ですが、まあ塚田大臣より、今までの迂回曲折を経た細かい経過は別として、私の只今申上げた程度の範囲内において考へて見ましても、すなわち、少くとも塚田大臣としても、私最近とられてるこのういつた方向は、決して通信事業の将来の発展のために、勿論電気通信事業の発展のためにということは、国民の電気通信事業によつて受けることのある公共的な恩恵とい

ますか、そういう公共の利益といふことを飽くまでも考へて申上げておるわけですが、電気通信事業の上からいって非常に好ましくない傾向じやないかというふうな考へておるんです。これについては、まあ郵政大臣としての考へ方をわけつきり一つ御説明願ひたいと存するわけですが。

○国務大臣(塚田十一郎君) 私の考へ方は、昨日繰々申上げた通りでありまして、私は今もあの考へ方で今度の改正その他今日の電気通信事業のあり方が十分にこれは目的を達し得るものと確信はいたしているわけでございますが、併し又昨日来繰々お述べになつた久保委員の考へもよく承つて、今後この問題として十分考へておきたい、こういうふうな考へておきます。

○久保委員 それは今後の実績如何によつては、まあ十分に考へ直してもいいという意味なんですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 私としては、今後の実績が必ず立派に挙がること、こういうふうに考へておりますが、併し実際に実績が挙がらないといふときは、郵政大臣として、電気通信事業の本来的あり方を正しく、而も能率的に挙がるように直すことが当然の責任でありますから、そういうことがあるときには、当然善処しなければならぬ、こういうふうに御了承願ひたい。

○委員長(左藤義詮君) これにて久保委員の質疑は終了いたしました。他に御質疑はございませんか。

三法案に對する御質疑はこれにて終了したものと認めることに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないものと認めます。よつて三法案に對する質疑はこれに終局したものと認めます。ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(左藤義詮君) 速記を始め。これより三法案の討論を行います。順次賛否を明らかにして御発言を願ひます。

○小林孝平君 只今議題になつております三法案中、公衆電気通信法案及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の両法案の一部を修正する動議を提出いたします。この修正案は社会党両派の所属委員の共同提案であります。提案者を代表して私から説明いたします。

先ず修正案を朗誦いたします。

公衆電気通信法案に對する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

第百五条第一項各号を次のように改める。

一 構内交換設備及び内線電信電話機並びにこれらの附属設備であつて公社による設置が困難であるもの又は加入者の業務の性質上若しくは設備の構造上特殊の保存を要するもので、公社が定める基準に適合するもの

二 船舶に設置する加入電話の設備であつて、公社が定める基準に適合するもの

三 専用設備の端末機器その他の端末の設備であつて公社による設置が困難であるもの又は加入者の業務の性質上若しくは設備の構造上特殊の保存を要するもので、公社が定める基準に適合するもの

千五百 千八百 二千 二千四百 二千四百キロメートルをこえるもの	三百円 三百三十円 三百六十円 三百九十円 四百二十円	九十円 一百十円 二百三十円 二百五十円 二百七十円	五百三十円 五百八十円 六百四十円 七百円 七百六十円	三百円 三百三十円 三百六十円 三百九十円 四百二十円
--	---	--	---	---

二 至急通話料
普通通話料の二倍

有線電気通信法及び公衆電気通信
信法施行法案に対する修正案
有線電気通信法及び公衆電気通信
法施行法案の一部を次のように修正
する。

第三十一条中「公衆法の施行の日
から六月を経過した後及び加入者が
次条第一項の規定により請求をした
後、」を「次条の規定による交付
があつた後は、」に改める。

第三十二条の見出しを「債券の交
付」に改め、同条第一項各号別記以
外の部分中「その請求により、」及び
「又はそれぞれ各号に規定する支払
に係る設備を無償で譲渡し」を削り、
同条第三項中「第一項」を「前項」に改
め、同条第二項を削り、同条第三項
を第二項とする。

右の法案の内容の趣旨は極めて明瞭
でありますので、これを省略いたした
いと存じます。

○新谷三郎君 私は只今議題になつ
ております公衆電気通信法案、有線
電気通信法及び有線電気通信法及び
公衆電気通信法施行法案の三案につ
きまして、衆議院で修正せられました通
りの原案に賛成をするものでありま
す。

ただこの際に二、三の希望意見を付
したいと存じます。

電気通信設備の技術につきまして
は、政府の説明は極めて事務的であり
且つ不徹底でありまして、必ずしもこ
れに賛意を表したい点もあつたのであ
りませんが、郵政大臣もこれに關しては
真剣に再検討するとの言明もありまし
たので、暫らくこれを信頼して、今後
の研究問題とするの旨にいたしたいと
存じます。政府はその言明通りに連か
にこれに対する再検討を加えて将来の
通信政策に遺憾なきよう措置すべきで
あると存じます。料金の値上げという
事実のみを見ますならば、考慮すべ
き点も多いのでありますが、公社が公社
法の精神を体し、独立採算制を堅持し
つつ公共企業体として公共の福祉の増
進に邁進しようとする態度は適當であ
り、この際この程度の料金の値上げも
又止むを得ないと思つたのであります。
公社はこの法律案審議の過程を通じま
して、各委員から発言のあつた点を十
分に考慮せられて、今後万難を排して
その企図する電話の拡充計画の完遂に
努めると同時に、一面においては冗費
の節約、サービスの改善に真剣な努力
を払うべきであります。

なお、この法律が衆議院において修
正せられました結果、本年度において
生ずる歳入の欠陥及び明年度以降の建
設資金につきましては郵政、大蔵兩当
局から必ずこれを確保する旨の答弁が
あつたのでありますが、私はこの言明
を最も重大視いたしますがゆえに、
政府においてはこの言明通りに、その
責任において万全の措置を講ずべきで
あります。

以上の希望意見を付しまして、私は
原案に賛成を申し、小林委員提出の動議
には反対するものであります。

○山田節男君 私は日本社会党第二控
室並びに第四控室を代表いたしまして
討論をいたします。

只今小林委員から上程されました修
正案に對して賛成であり、衆議院送付
の原案に對して反対であります。
以下若干その理由を説明申上げたい
と存じます。

願ひまするのに、日本の電信電話専
業は、殊に終戦後甚大なる損害をこう
むりまして、その施設の復旧改善を要
しますと同時に、電話サービスの改
善につきましては、国会におきまして
も異常な関心を以ちまして、すでに二
回に亘る決議文を呈上提し、これを可決、
溝場一致を以ちまして可決いたしました
ことは御承知の通りであります。

この國民の切實なる要求に応えん
がために、昨年の八月におきまして、
従来の國營の電信電話事業を、国内に
おきまする電信電話事業につきまして
は公社とし、又外國宛、外國よりの電
信電話に關しましてはこれを株式会社

にするという兩案を国会に成立いたさ
しめまして、日本における電信電話事
業のまさに画期的立法が完成されたわ
けであります。これによりまして、日
本電信電話公社が昨年八月一日発足
し、國際電信電話株式会社を本年三月
一日を以て発足いたしました。殊に問
題となつております日本電信電話の
改変につきましては、今回政府は公衆
電気通信法案並びに有線電気通信法
案及び有線電気通信法及び公衆電気通信
法施行法案の三案を提出いたしました。
願ひまするのに、日本の電信電話を律し
まする法律は、昭和二十三年法律第百
五号を以て公布せられました電信電話
料金法並びに明治二十三年八月七日、
法律第五十八号を以て公布されました
電信電話線建設條例明治三十三年三
月十三日法律第五十九号を以て公布せ
られたる電信法並びに大正四年六月
十九日法律第二十六号を以て公布され
ました無線電信法によつて律せられて
おつたのであります。従來の國營の
電信電話事業が公社並びに株式会社企
業となりかけた結果、今回まさに画期
的な根本法の改変が行われたわけでござ
います。以上申し上げたような歴史
的なバックグラウンドから考えまし
て、今回政府が提出いたしました三法
案を検討いたしますとき、全般に亘り
ましてその国内電信電話事業、並びに

國際電信電話事業に對しまする改善に
對します熱意並びに具体的方策におい
て賛意を表したい点は多々あるのでござ
いますけれども、そのうちにおきま
して、今度の殊に問題となつておりま
する日本電信電話公社の将来を律しま
する法律といはしましては、根本的に
首肯できない点が多々あるのであり
ます。先ず第一といはしましては
は、PBXの問題であります。この問
題は昭和二十三年以來電気通信省、並
びに日本電信電話公社がこれを独占的
な立場におきまして責任を持ち、設
置、保守の責任に任じておつたのであ
ります。本法によりましては、P
BXを民間に開放するという点であ
ります。一見いたしますならば、この
PBXを民間に開放するということ
は、民主的に見えますけれども、併
しながら我々が国会におきましてこれ
を法律化したしました日本電信電話公
社の根本精神からいたしまするなら
ば、このPBXの維持、管理、設置と
いうことにつきましては、独占公益事
業といはしまして、この部分において
も更に独占をいたすということは何
ら公社の本質に背かないのみならず、
責任の所在を明らかにし、又施設の技
術的基準におきまして、高度に維持
すべき責任の帰属を明確にする意味に
おきまして、私どもはこのPBXを民

三 特別至急通話料 第四十九条又は 第五十條に規定 する通話の市外 通話料	普通通話料の三倍	普通通話料と同額
四 第四十九條又は 第五十條に規定 する通話の市外 通話料	普通通話料の三倍	普通通話料と同額
五 定時通話料 (予 約の期間が一月 未満のものに係 るものを除く)	普通通話料の四倍	上記の料金額と同額 (月額)上記の料金額と同額
六 予約通話料 (予 約の期間が一月 未満のものに係 るものを除く)	普通通話料の四倍	上記の料金額と同額 (月額)上記の料金額と同額

間に開放するという美辞にかかわりませず、その本質におきまして首肯し得ざるものであります。なお、このPBXを民間開放に持つて行くに際し、来たるべきこの五カ年計画に要する所要の資金並びに資材等におきまして、PBXはむしろ民間に開放いたしまして、その資金と資材、人力を電話の事業の建設拡充に集中すべきだという論もありません。併しながら前申しましたように、日本のまだ民間におきまざる技術基準の低いこと、而も非常に技術的差の多い点並びにこの民間開放によつて起きます幾多の弊害を想像いたしますときに、どうしてこのPBXのこの法案に盛り込まれた趣旨に對しましては首肯し得ざる点であります。

次には、今後公社が進んで行くべき根幹ともなるべき料金の問題であります。最初政府提案といたしましては、この料金の値上率を二割五分といたしておるのであります。然るに衆議院におきましてこれを二割に下げた。このことにつきては私若し申上げたいと思つております。もとよりこの電信電話料金の値上げというところは、国民の一般にこれを欲せざるところには相違ありません。又他面電話施設の拡充の、サービス改善の緊急なる点から見ますならば、又今日一般物価の基準の高騰して今日からいたしますならば、電信電話の料金の値上げをせざるを得ないという点も、これ又私どもは十分了承し得る点であります。併しながら問題は、今後公社がすでにここに立てております五カ年計画、これを如何に実施せしむるかということ、他面におきましては、とかく従来国営

でありましたがために、公社に移行し半年有余を経過いたしましたけれども、経営の内部におきましては、依然として我々国民がより以上の改善を欲する点が多々あるのでございまして、殊に本院におきましては、昭和三十二年の決算の状況を見ても、昭和三十二年の決算の状況を見ても、この点を特に私どもは注意せざるを得ないのであります。かような点からいたしまして、この料金問題を見ますときに、政府原案としまして二割五分の案を国会に出しまして、この二割五分によりまして立てております五カ年計画に基き資金計画並びに収支見積り等を勘案検討いたしまするのに、私は率直に申しますならば、政府原案のほうか、今回衆議院において改正された部面よりも未だ長所が多々あることを発見するのであります。換言いたしますならば、この衆議院の修正によりまして、むしろ今後公社の将来の経営につきましては、誠に不安なる、暗黒なる将来を招致しておるといふことを認めざるを得ないのであります。一例を申上げますけれども、この修正案によりまして五カ年計画の初年度におきまして百億の社債の公募、第二年度におきましては更にそれを倍を超えるところの二百六億、かような公衆社債を以て公社の健全な運営ができるかどうか。これはこの見方が場当り的で、又極めて企画性の足りない点において、私は非常に遺憾に存するのでございまして、かような意味からいたしまして、今回のこの公社法、根本法の改正によりまして、又将来その経営におきまして、自主的経営の立場からいたしますれば、自己資金による言え、

結局この料金収入によるほかはないのだという日本電信電話公社立法の趣旨に反しておる点が多々あるということ、この修正案について特に申上げたことと存するのでございまして、かような点からいたしまして、この三法案は、その根本におきまして、政府がいろいろ意を用いた点は十分了察し得る点でありますけれども、先ほど申上げましたように、その中に盛り込まれた根本の点におきまして、私どもはこの法案の実施によつて、この公社の極めて円滑にして能率的合理的なる経営が進むのではなくして、先ず初年度において大きな挫折をここに迎えるのではないかと危懼を持つておるのであります。かような点からいたしまして、私どもはこの原案に對しまして反対せざるを得ないのであります。

ただここに一言申上げたいことは、この公社が将来の自主的な能率的な合理的な経営をいたすということにつきましては、これは先ほど委員の賛成討論の中にもございまして、この国民が寄託しております公社の運営に当りましては、勿論経営委員を主とします最高首脳部の責任でやりますけれども、この公社の将来の運営の如何は、何と申し申しても、これは国民が偉大なる期待を持つておられることは、政府においてこれ又極めて大なる責任を痛感してもらわなければならぬという点であります。今回の原案、更にその修正案によりまして改悪されたという点につきましては、私は政府当局にむしろ公社よりも大きな責任があるということを痛感せざるを得ないのであります。

簡単であります。私は以上の理由を以ちまして、本案に反対の意を表明するものであります。○島津忠彦君 私は今議題となつておりますこの三法案に賛成をいたすものであります。而して小林委員の提出されました修正案に反対をいたすものであります。ただ一言申上げたいことは、最初の原案たる二割五分を、衆議院の修正案によりまして二割に減少されましたことについて、いささかその資金計画に不安なきを得ないのであります。この点は郵政当局並びに大蔵当局と十分なる密接なる御交渉を頂きまして、この問題の全からんことを切に希望いたします。私の賛成討論といたしまして、

○委員長(左藤義詮君) 速記をとめて下さい。○委員長(左藤義詮君) 速記を始めて。○委員長(左藤義詮君) 速記始めて。○三浦義男君 私は只今審議されておりますこの三法案につきまして、衆議院から修正されてこちらに参りました三法案に對して賛成の意を表するものであります。又小林委員から御提案がございました修正意見には反対の意見を申上げないのであります。ただここで私附加えて申上げたいことは、この料金の問題であります。料金は、当初におきまして政府から出された案が二割五分、これを衆議院において二割の値上げに修正されたのであります。この点につきましては、賛成意見にも又反対意見にも二割五分がよかつたのではないかと、二割五分がいいんだというような意見も出ましたが、私もこの二割五分の値上げの

ほうが、むしろ今後の電電公社の運営の上において、又国民が非常に希望しております電話事業の拡張の上におきましてむしろこの案がよかつたのではないかと、かような気が十分いたすのであります。であります。いろいろな社会情勢を考えられて、この二割の値上げの案として衆議院から参りましたのであります。この穴埋めといつたしまして、財政的の処置が今後大いに講せられねばならないということが痛感せられますので、この点につきましては、郵政当局は十分なる一つ決意を持たれて、そしてこの確保につきましては責任を以て処置されんことをお願い申上げたいのであります。そういうのにつきては、私はこの委員会といたしまして附帯決議をやりたいと思つております。

本院においては電話事業の整備拡充について、再度に亘つて決議をなしその促進を要望したが、国民の電話に対する需要とサービス改善の要求は益々し烈なるものがある。よつて政府は少くとも今回日本電信電話公社の企図する拡充計画の実施に必要資金の確保につきその責任に於て万全の措置を講ずべきである。右決議する。昭和二十八年七月二十五日 参議院電氣通信委員会

以上のような決議を私は付したいといふことをここで提案したいのでございまして。○委員長(左藤義詮君) これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。○異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(左藤義詮君) 討論は終局いたしました。これより採決を行います。

先ず小林委員提出の修正案の採決をいたします。

小林委員提出の公衆電気通信法案の修正案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の修正案、以上二つの修正案全部を問題といたします。右の修正案を可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(左藤義詮君) 挙手少数と認めます。よつて小林委員提出の二つの修正案はそれ／＼否決されました。

次に、内閣提出、衆議院修正議決送付の公衆電気通信法案、内閣提出、衆議院送付の有線電気通信法案、内閣提出、衆議院送付の有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、以上三法案全部を問題といたします。右三法案をいずれも衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(左藤義詮君) 多数と認めます。よつて右三法案は、いずれも衆議院送付案通り可決すべきものと決定せられました。

お諮りいたします。只今の三浦委員の附帯決議に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(左藤義詮君) 全員賛成と認めます。よつて三浦委員の附帯決議は可決せられました。よつて三法案に対しては附帯決議を付することに決定せられました。

○國務大臣(塚田十一郎君) 三法案を可決頂きまして、誠に有難く御礼申上

げます。

なお、本委員会において、只今決議を付して御賛成頂きましたのでありますが、この決議の趣旨につきましては誠に同感でありますので、政府といたしましては、最大の努力を払つて、決議の趣旨に副うて目的を貫徹したいと、こういうふうと考えております。

○政府委員(愛知揆一君) 只今御決議になりました決議につきましては、大蔵当局といたしましても、必要な資金の確保について万全の措置を講ずる覚悟でございます。

○委員長(左藤義詮君) 三法案に対し賛成せられたかたは、順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 島津 忠彦 津島 壽一
- 三浦 義男 小林 武治
- 新谷寅三郎 寺尾 豊

○委員長(左藤義詮君) なお三法案に對する事後の手續及び本会議における報告等は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会